

令和7年10月3日

入札説明書等に対する質問回答(第1回)

事業名：大阪国道事務所管内道路照明施設整備等PFI事業

「大阪国道事務所管内道路照明施設整備等PFI事業 入札説明書等」に関する質問回答書

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
1	入札説明書	3	第2章	3	(4)		事業内容	表の下注記欄()内の説明として「近畿地方整備局が想定する工程期間」との記載がございますが、取替工事業務の完了日(引渡し日)を事業者提案によって、変更できることを意味しているのでしょうか。	取替工事業務の完了日について、取替工事業務の業務期間内であれば変更(前倒し)可能です。
2	入札説明書	4	第2章	3	(6)		事業期間等	取替工事業務実施期間が令和9年3月31日までとなっていますが、事業者(受注者)の責によらない事案が発生した場合は、実施期間の延期は認められるのでしょうか？	取替工事業務の実施期間の延期については、その事由に応じて協議のうえ、対応を決定します。 事由別の対応の詳細については、事業契約書(案)第56条をご確認ください。
3	入札説明書	5	第3章				参加資格	維持補修企業、取替工事企業のほかに、SPCによる資金調達や管理を担う企業を構成員に加えることも可能で、その場合の参加資格要件は「令和7・8・9年度国土交通省共創参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の近畿地方整備局の競争参加資格のみでよろしいのでしょうか。	維持補修企業、取替工事企業のほかに、「LED道路照明灯具等の選定業務、及びLED道路照明灯具等の調達業務」のみを実施する者を構成員とすることができ、当該構成員は、令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の近畿地域の競争参加資格を有する者であれば良い。
4	入札説明書	7	第3章	3	エ	(イ)	維持補修企業の参加資格要件	配置予定技術者の工事経験について 維持補修企業の配置予定技術者について、初年度の監理技術者補佐または担当技術者として従事した経験をもって、入札説明書に定める配置予定技術者の工事経験として、次年度以降の配置予定技術者に配置することは可能でしょうか。(当該配置予定技術者の資格等の他の要件は、満たしている者とします。)	維持補修業務の事業完了(令和17年3月31日)をもって、工事経験として取扱います。従って、本事業における維持補修業務の初年度に監理技術者補佐または担当技術者として従事した経験により、本事業における次年度以降の監理技術者に配置することはできません。
5	入札説明書	10	第3章	3	エ	(キ)	維持補修企業の参加資格要件	専任特例2号の場合の監理技術者について 維持補修業務に配置する監理技術者が本事業の取替工事業務を分割して、その一つ(税込み1億円未満)の業務の監理技術者を兼任することは可能でしょうか。また、兼任することが可能である場合、兼任する維持補修業務と取替工事業務の業務(工事)費はそれぞれ1億円未満(税込み)である必要があるでしょうか。	維持補修業務と取替工事業務、それぞれの現場に監理技術者の職務を補佐する者を専任で配置することで、監理技術者は兼務することが可能です。 兼務する維持補修業務と取替工事業務の金額について、制限はありません。
6	入札説明書及び 入札説明書(添付3-1)	10 12	第3章	3 4	エ エ	(キ) (キ)	維持補修企業及び 取替工事企業の配置 予定技術者の資格・工事 経験等	前項5で質問しました監理技術者が維持補修工事業務と取替工事業務の一部を兼任することが可能な場合、第一次審査に関する提出書類の様式2-3及び2-5において、兼任することを明示する必要がありますでしょうか。 また、明示する場合は、工事を分割したこと及び一人の監理技術者が兼任すること等について、どのように記載すればよろしいでしょうか。	監理技術者の兼任について、明示は不要です。
7	入札説明書及び 入札説明書(添付3-1)	10 12	第3章	3 4	エ エ	(キ) (キ)	監理技術者補佐	前項5で質問しました監理技術者が維持補修工事業務と取替工事業務の一部を兼任することが可能な場合、第一次審査に関する提出書類において、維持補修工事業務と取替工事業務の両方に監理技術者補佐を配置する必要がありますが、配置する監理技術者補佐に関する資格を明示する必要がありますでしょうか。 また、明示する必要がある場合、その様式をご教示ください。	監理技術者補佐に関する資料の提出は不要です。 競争参加資格の確認において、監理技術者補佐に関する資格要件は確認しません。
8	入札説明書	11	4				4.取替工事企業の参加 資格要件	「取替工事業務のうち同イb」との記載があるが「同イ(イ)」が正しいのではないのでしょうか。	ご指摘のとおりです。 別添のとおり、入札説明書を訂正します。
9	入札説明書	11	4				4.取替工事企業の参加 資格要件	「当該構成員は次の⑤の要件」との記載があるが「オの要件」が正しいのではないのでしょうか。	ご指摘のとおりです。 別添のとおり、入札説明書を訂正します。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
10	入札説明書	22	第4章	5	(5)		入札価格の記載	入札価格の算定に用いる割賦手数料の基準金利について、「入札時には入札公告日(令和7年9月12日)に公表される国債金利8年ものを基準金利とすること」とのことですが、応募者によって認識の齟齬を防止することを目的に、貴局ホームページで基準金利を指定(公表)していただけないでしょうか。	入札価格の算定に用いる基準金利は1.407%です。
11	入札説明書	25	第5章	3	(3)		開札	「なお、開札した全ての入札価格が予定価格を超えている場合は、入札参加者が策定した事業計画書の変更を行ったうえで、再度入札を行う。」とあるが、どのような基準と期間で事業計画書を変更するのでしょうか？	再度入札を行う場合であっても、基準(入札条件)の変更はありません。なお、2回目の入札日時については1回目の入札後に速やかに通知します。
12	入札説明書	27	第6章	2			特別目的会社(SPC)の設立等	特別目的会社の設立場所は、問わないとの理解でよろしいでしょうか。	特別目的会社の設立場所は指定していません。
13	事業契約書(案)	5	第9条	第2項			各号の番号	「2」「5」が重複しているのは誤記であり、修正版が公表されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおり誤記です。別途のとおり、事業契約書(案)を訂正します。
14	事業契約書(案)	8	第15条	第3項			選定企業の使用等	本事業は、SPCによる資金調達前から維持補修業務を開始することになり、その業務開始前における契約締結予定日の14日前までに、発注者に対して契約書(案)をご提示することは、実務上困難でありますので、柔軟な運用をお認め頂けると理解してよろしいでしょうか。	本項の規定通りとします。
15	事業契約書(案)	17	第36条	第1項			第三者に生じた損害	「通常避けることができない」事由においても事業者が損害を負担することとなっておりますが、善管注意義務をはたしている場合においては、発注者の負担としていただけないでしょうか。	本項の規定通りとします。なお、事業契約書(案)第36条第3項に定める事項に該当する場合には、事業者及び発注者の協議によります。
16	事業契約書(案)	20	第3章	第46条	第3項			第46条第3項4行目の「…、年報を事業者に交付しなければならない。」と規定されていますが、同条第1項では「事業者は、本契約の締結日以降の各事業年度における維持補修業務が完了したときは、当該事業年度の年報(当該年度の出来形数量・工事完成図等の提出を含む。)を当該事業年度の終了後 10 日以内に発注者に提出しなければならない。」と規定されており、事業者からの報告書類として扱われています。このため発注者から事業者に年報を交付することはないと考えられますので、発注者が交付するものは「維持補修業務検査合格書」などの書類ではないでしょうか。	「年報」ではなく「検査結果通知書」の間違いです。別添のとおり、事業契約書(案)を訂正します。
17	事業契約書(案)	22	第4章	第3節	第52条	第1項 第7項		第52条第7項について、事業者が発注者に対して指定部分の確認依頼を行う場合、指定部分に係る確認依頼書、自主検査報告書及び保守等報告書(以下「確認依頼書等」という。)の提出時期は、第52条第1項のただし書きに規定されている引渡し検査日の45日前までとなるでしょうか。指定部分の検査回数は最大6回までのため2か月間隔で指定部分の検査を受ける場合、確認依頼書等の提出が引渡し検査日の45日前までとなると特に第1回目の検査では取替工事日数が少なくなるため引渡しできるLED道路照明の数量が少なくなります。このため指定部分の確認依頼書等の提出期限については引渡し検査日の14日前までのように短くしていただけないでしょうか。	事業契約書(案)第52条第1項の規定は完工(引渡)検査に適用するものです。指定部分の部分検査に係る書類の提出時期については、要求水準書第3章3.(7)に規定しているとおり、近畿地方整備局との協議により決定します。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
18	事業契約書(案)	24	第4章	第3節	第55条	3	部分使用	引渡し前のLED化完了照明を、事業者の承諾を得て発注者が使用する場合において、第3者による加害事故等により照明が損傷かつ加害者が特定できないなどの理由により事業者に追加費用が発生した場合は、本条項の適用対象として発注者の費用負担との解釈でよろしいでしょうか。	本項は発注者の使用に起因する追加費用について規定したものであり、第三者の加害事故等は対象ではありません。 引渡し前のLED化完了照明について、第三者による加害事故等が生じたとき、当該加害事故が不可抗力に該当する場合には、事業契約書(案)第38条に基づき費用分担を決定します。
19	事業契約書(案)	44	別紙2	11			割賦手数料	元利均等払いを前提との記載になっておりますが、「事業費の算定及び支払方法」を確認しますと、元金均等払と考えられますが、どちらが正しいでしょうか。	元利均等払いです。 添付6の記述を精査してください。
20	要求水準書	3	第1章	表1.3			凡例 ○	取替予定の照明柱の中に交通信号機(自動車用、歩行者用)を共架している照明柱が24基あり、その中にはLED化されていない交通信号機が含まれているようです。 令和8年度内で、交通信号機の付替えについての警察協議を済ませてから当該照明柱の取替を完了させるのは難しいと考えております。 警察協議の成立が遅くなればなる程、予定工程の大幅な見直しが必要となり、協議成立の時期によっては突貫工事の恐れがあり、安全面や経費面で非常に厳しくなります。 以上のことを踏まえ本件について、以下の事項を質問又は意見をさせていただきます。 ①交通信号機付替えについての府警との協議が済んでいるでしょうか。協議成立済みの場合、府警による現地確認も済んでいるでしょうか。	大阪府警との協議は実施済みです。 大阪府警による現地確認は把握していません。
21	要求水準書	3	第1章	表1.3			凡例 ○	②府警との協議が済んでいない場合、取替予定の照明柱に共架している交通信号機の付替えについての府警との協議は、近畿地方整備局殿が担当されるとの理解でよろしいでしょうか。	大阪府警との協議は実施済みです。
22	要求水準書	3	第1章	表1.3			凡例 ○	③取替予定の照明柱に共架している交通信号機の付替えについて、府警の都合や協議成立の遅れにより交通信号機の付替えが令和9年度以降にずれ込むことが懸念され、取替工事業務を令和8年度に完了するための大きなリスクとなります。 このため、交通信号機を共架している照明柱の24基については、取替工事業務の対象から外していただき、府警との協議が整った年度以降において補修工事の対象としていただけないでしょうか。	大阪府警との協議を実施済みのため、取替工事業務の完了は令和8年度末です。
23	要求水準書	8	第1章	11	(4)	4)	※	11.(4)4)の※「近畿地方整備局は、「施工プロセス」のチェックリスト(案)」(地方整備局工事成績評定実施要領の別紙ー5①～④)を検査時に技術検査官へ提出し、チェック内容を説明するものとする。」と規定されていますが、「施工プロセス」のチェックリスト(案)」は、近畿地方整備局の担当職員が該当するチェック項目にチェックを入れて作成されるのでしょうか。 また、「施工プロセス」のチェックリスト(案)」は、部分検査及び完工確認検査、完了検査において技術検査官が履行確認のために使用するチェック表として使われるのでしょうか。 また、近畿地方整備局殿が「施工プロセス」のチェックリスト(案)」を利用される主旨等をご教授いただけないでしょうか。	「施工プロセス」のチェックリスト(案)」は事業者にて実施してください。 別添のとおり、要求水準書を訂正します。 ご認識のとおり、「施工プロセス」のチェックリスト(案)」は、部分検査、及び完成検査において、技術検査官が履行確認のために使用します。 各検査を効率的に実施する目的として、「施工プロセス」のチェックリスト(案)」を利用しています。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
24	要求水準書	10	第1章	18			現場発生品について	工事数量総括表(取替工事業務)P7、道路照明撤去(夜間)と記載されていますが、引渡場所の南大阪維持出張所資材置場は夜間搬入可能でしょうか？	南大阪維持出張所資材置場への夜間搬入は可能です。
25	要求水準書	11	第1章	21	(1)		安全対策	「所轄警察署との協議については、近畿地方整備局と協力し行うものとする。」と記載していますが、所轄警察署との協議に近畿地方整備局の職員の方が臨場していただくと解釈してよろしいでしょうか？	所轄警察署との協議は事業者にて行ってください。 所轄警察署からの要請があった場合など、必要に応じて近畿地方整備局の職員が臨場します。
26	要求水準書	12	第1章	22			車道規制を伴う作業	維持補修業務では、緊急対応が必要なため、道路使用許可申請書は、80条による協議としていただけないでしょうか。	維持補修業務については、道路交通法第80条による協議を行います。
27	要求水準書	14	第1章	24	(3)			2行目に「…、業務成績評価の評価の対象とする。」との記述や6行目に「…、業務成績を減ずる措置を行うものとする。」との記述がありますが、本PFI事業では業務成績評価が行われるのでしょうか。	本PFI事業は業務成績評価の評価は行いません。 別添のとおり、要求水準書を訂正します。
28	要求水準書	15	第1章	25	(3)			2行目に「…、業務成績評価の評価対象とする。」との記述や5行目に「…、業務成績を減ずる措置を行うものとする。」との記述がありますが、本PFI事業では業務成績評価が行われるのでしょうか。	本PFI事業は業務成績評価の評価は行いません。 別添のとおり、要求水準書を訂正します。
29	要求水準書	16	第1章	25	(6)			1行目の「費用補正及び工事成績評価に係わる現場閉所の考え方は、次のとおりとする。」との記述がありますが、本PFI事業では業務成績評価が行われるのでしょうか。	本PFI事業は業務成績評価の評価は行いません。 別添のとおり、要求水準書を訂正します。
30	要求水準書	16	第1章	25	(6)		ハ)	1行目の「完全週休 2 日(土日)の費用補正及び工事成績評価において、…」との記述がありますが、本PFI事業では業務成績評価が行われるのでしょうか。	本PFI事業は業務成績評価の評価は行いません。 別添のとおり、要求水準書を訂正します。
31	要求水準書	23	第2章	2	(2)			入札時積算数量書(維持補修業務)にトンネル照明器具清掃費が計上されていますが要求水準書には、トンネル照明器具清掃の記載がありません。	入札時積算数量書(維持補修業務)に記載しているとおり、トンネル照明器具の清掃を行ってください。
32	要求水準書	23	第2章	2	(2)		現地作業	「夜間巡回の結果や近畿地方整備局からの指示…」と記載されていますが、監視職員は近畿地方整備局の本局職員と理解しても良いのでしょうか？	大阪国道事務所南大阪維持出張所の職員から指示を行います。
33	要求水準書	26	第2章	3	(1)	6)	器具及び材料	②防塵処理 「防錆処理を施すこと」と記載していますが、範囲及び仕様等をご教示ください。	範囲は次のとおりです。 支柱内部は埋設部分からGL+200mmまで 支柱外部は、埋設部分からGL+100mmまで 仕様等は「道路・トンネル照器材仕様書・同解説(平成30年版)」第5編 照明用テーパーポール(鋼製) 1.3構造(2) に示す「腐食防止補強等の対策」を施してください。
34	要求水準書	29	第2章	4	(1)	1)	道路施設台帳	「道路施設台帳作成要領(案)」の資料を事前に確認したいのですが、どのような方法があるのかご教示ください。	以下のURLから、道路工事完成図等作成要領(第2版) 平成20年12月の【巻末資料】を参照してください。 詳細については、事業契約締結後に近畿地方整備局の職員から提示します。 <道路工事完成図等作成支援サイト(国土交通省 国土技術政策総合研究所)> https://www.nilim-cdrw.go.jp/rd_std.html
35	要求水準書	34	第3章	3	(2)	7)	業務の条件	「工事期間中、現場事務所に…」と記載されていますが、現場事務所の設置は必須でしょうか？	現場事務所の設置は任意です。 現場事務所を設置しない場合は、別途、工事記録の常備場所を報告してください。
36	様式集及び記載要領	2	2				第二次審査に関する提出書類	様式B-4の用紙サイズにA4判が指定されておりますが、様式B-4③_資金収支計画はA3判での提出でも構わないとの理解でよろしいでしょうか(A4判では、提案金額等が小さくなり読めないことが懸念されます)。	様式B-4③_資金収支計画はA3判で提出してください。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
37	様式集及び記載要領	6	4	(2)	イ	(イ)	提案書	「各提出書類で使用する文字の大きさは、10.5ポイント以上に設定すること。」とありますが、提案書(様式B-1～6、C-1～3、D-1～3)の図表、図表中及び補足説明等の文字については10.5ポイント未満でも構わないとの理解でよろしいでしょうか。	各提出書類の本文で使用する文字の大きさは、10.5ポイント以上に設定してください。 図表、図表中及び補足説明等で使用する文字の大きさは、指定しません。識別できる大きさと記載してください。
38	様式集及び記載要領						様式(1-2) 様式(1-3)	グループ構成表および委任状のそれぞれに、構成企業・協力企業が押印することになっておりますが、複数企業間での押印・回覧時間を要するために、各社ごとの押印・提出でもよろしいでしょうか。	各社ごとの押印・提出は、認めません。
39	様式集及び記載要領						様式(2-7)	使用印鑑届の提出が求められておりますが、応募企業の代表者から契約権限等の委任を受けている事業所で応募する場合も、提出が必要になりますでしょうか。	応募企業の代表者から契約権限等の委任を受けている事業所で応募する場合も、使用印鑑届を提出してください。
40	事業費の算定及び支払い方法	3	第2章	3	(1) (4)		取替工事業務費 消費税等	取替工事業務に割賦払にあたり、当該業務費に係る消費税等額も割賦で支払われるとのことですが、消費税の納税は未収分も含めて引渡業務の全額に係る消費税等額を対象に、引渡翌年度に発生するため、当該納税資金の手当(資金調達)が必要となりますので、消費税等額分については、第1回支払時に割賦分も含めてお支払いいただけないでしょうか。	本規定のとおり、当該業務費に係る消費税等額も割賦で支払いします。
41	事業費の算定及び支払い方法	5	第3章		(2) 及び (3)		事業費の確定	取替工事業務及び維持補修業務において、精算により設計変更が生じた場合の事業費の算定にあたり、発注者は、当初の予定価格と入札価格の落札率を乗じて算出されるのでしょうか。	設計変更の事業費算定は、合意比率を考慮して算出します。 ただし、新規工種については、合意比率を考慮しません。
42	事業費の算定及び支払い方法	7	第4章	3	(3)		対価の改定指標	「現指標が3ポイント以上変動した場合」とありますが、事業者で対応すべきリスクの範囲が広くなり、事業参画に影響を及ぼしますので「1.5ポイント」に修正願います。	本規定の通りとします。
43	業績等の監視及び改善 要求措置要領	2	第2章	1	(2)		確認方法	SPCの事業報告書に(会計監査人の監査報告書を含む)との記載がありますが、本事業では会計監査役配置は要求されておきませんので、独立監査人および監査役の監査報告書との理解でよろしいでしょうか。	「会計監査人」ではなく、「独立監査人」の間違いです。 別添のとおり、業績等の監視及び改善要求措置要領を訂正します。
44	基本協定書	1	第3条				基本的合意	「一般競争入札」は誤記で修正版が公表されるとの理解でよろしいでしょうか。	誤記ではありません。 入札説明書第1章に記載のとおり、本事業の事業者選定は一般競争入札です。
45	見積参考資料						照明柱参考図・既設支柱 パターン一覧(78基)	既設支柱/パターン一覧の各パターン番号の照明柱に適用する更新支柱TYPEは以下のとおりとの理解でよろしいでしょうか。 パターン①～⑩には、更新支柱TYPE A・B・Cを適用。 パターン⑪～⑭には、更新支柱TYPE D・E・F・Gを適用。 パターン⑮には、更新支柱TYPE H・Iを適用。 パターン⑯には、更新支柱TYPE A・B・Cを適用。 パターン⑰～⑱には、更新支柱TYPE D・E・F・Gを適用。	ご理解のとおりです。
46	見積参考資料						照明柱参考図・既設支柱 パターン一覧(78基)	14-7-05、14-8-02、14-8-03は、パターン⑩(車両用信号無し、歩行者用信号1灯)に分類されていますが、車両用信号無し・歩行者用信号2灯ではないのでしょうか。	14-7-05、14-8-02、14-8-03は、パターン⑦(車両用信号無し、歩行者用信号2灯)の間違いです。 別添のとおり、入札説明書添付9と添付10を訂正します。
47	入札時積算数量書							維持補修業務の入札時積算数量書は、9年間分の維持補修費にしては、計上されている数量が少なくないでしょうか。	維持補修業務の入札時積算数量書は、9年間分の数量を計上しています。 なお、数量の増減については、設計変更により対応します。